

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町1丁目2-6

氏名 株式会社京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可します。

平成30年6月27日

江東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一

記



- | | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 汚でい |
| 2 | 処分（最終処分を除く。）
最終処分の区別 | 処分（最終処分を除く。） |
| 3 | 処分の方法 | 生物処理 |
| 4 | 処理施設等の種類、数量、
設置場所及び処理能力 | 生物処理施設 1基 360立方メートル/日
東京都江東区新砂三丁目11番13号・15号 |
| 5 | 処分先 | 区長の指定する処理施設 |
| 6 | 許可期間 | 平成30年7月1日 から
平成32年6月30日 まで |
| 7 | 許可の条件 | 作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。 |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。